現行の日本国憲法と自民党改憲草案の比較 (抜粋)

- ・憲法は権力を縛るためのものなのに、自民党憲法草案では、憲法が国民を縛るものに 180 度転換している。
- ・国民主権・平和主義・基本的人権がないがしろにされている。
- ・「公共の福祉」(互いの人権の尊重)がすべて・「公益及び公の秩序」(権力にとっての利益と秩序)に。
- ・国民の義務が増え、権利が制限されている。

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行	日本国は、長い歴史と固有の文化を	冒頭が「日
動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成	持ち、国民統合の象徴である天皇を戴	本国民」か
果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府	く国家であって、国民主権の下、立法、	ら「日本国」
の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること	行政及び司法の三権分立に基づいて統	に。
を決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を	治される。	
確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつ	我が国は、先の大戦による荒廃や幾	「天皇を戴
て、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを	多の大災害を乗り越えて発展し、今や	く国家」!
行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原	国際社会において重要な地位を占めて	
理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、	おり、平和主義の下、諸外国との友好	「我々の国
これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。	関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢	家」=「天
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する	献する。	皇を戴く国
崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公	日本国民は、国と郷土を誇りと気概	家」を国民
正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し	を持って自ら守り、基本的人権を尊重	が継承?
た。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上か	するとともに、和を尊び、家族や社会	
ら永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地	全体が互いに助け合って国家を形成す	全体として
位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖	3	時代錯誤の
と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確	我々は、自由と規律を重んじ、美し	精神で全面
認する。	い国土と自然環境を守りつつ、教育や	的に書きか
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を	科学技術を振興し、活力ある経済活動	え。
無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なも	を通じて国を成長させる。	
のであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と	日本国民は、良き伝統と我々の国家	「平和のう
対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。	を未永く子孫に継承するため、ここに、	ちに生存す
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想	この憲法を制定する。	る権利」を
と目的を達成することを誓ふ。		削除。

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
第1条	第1条 (天皇)	天皇が元
天皇は、日本国の象徴であり日本国民	天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象	首! 国民
統合の象徴であつて、この地位は、主権	徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づ	主権は?
の存する日本国民の総意に基く。	<.	
	第3条 (国旗及び国歌)	国民に国旗
新設	1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。	国歌の尊重
•	2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。	を義務に。
第9条	第9条(平和主義)	
1 日本国民は、正義と秩序を基調とす	1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希	1 項の文言
る国際平和を誠実に希求し、国権の発動	求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び	を変更。

たる戦争と、武力による威嚇又は武力の	武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。	
行使は、国際紛争を解決する手段として		
は、永久にこれを放棄する。		2 項を全文
2、前項の目的を達するため、陸海空軍	2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。	削除し、自
その他の戦力は、これを保持しない。国		衛権を銘
の交戦権は、これを認めない。		記。
	第9条の2(国防軍)	
	1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するた	軍の創設!
	め、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。	
新設	2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の	「戦争法」
•	定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。	
	3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動の	「国際社会」
	ほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確	とは米国の
	保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維	意向。
	持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うこ	
	とができる。	
	4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密	秘密保護法
	の保持に関する事項は、法律で定める。	
	5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴	軍人だけで
	う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うた	なく公務員
	め、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この	も軍法会議
	場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障され	にかけられ
	なければならない。	る!
	第9条の3 (領土等の保全等)	
新設	 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海	国民の協力
	 及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。	は前提。
第 12 条	第12条(国民の責務)	基本的人権
	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努	
	力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用し	
を保持しなければならない。又、国民は、		
これを濫用してはならないのであつて、	し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。	「公益及び
常に公共の福祉のためにこれを利用する		公の秩序」
。 責任を負ふ。		に。
第13条	第 13 条 (人としての尊重等)	「個人」が
	全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求	
	に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない	
	限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければな	
限り、立法その他の国政の上で、最大の		いというこ
^{殴え、立法での他の国政の主で、最大の} 尊重を必要とする。		とか?
等14条	第 14 条 (法の下の平等)	
	1 全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、	
	1 全と国民は、法の下に十争とあって、大権、信託、住所、 障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は	
門地により、政治的、経済的又は社会的		
口地により、政治的、経済的又は任云的 関係において、差別されない。	『江本中川大川市にもリン・し、 左がりこれ じみい。	
ほじまい わいし 左切されはい。		

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、	3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は	3 項の「い
いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、	将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	かなる特権
現にこれを有し、又は将来これを受ける		も伴わな
者の一代に限り、その効力を有する。		い」を削除。
第15条	第 15 条(公務員の選定及び罷免に関する権利等)	外国人参政
3 公務員の選挙については、成年者に	3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する	権を完全に
よる普通選挙を保障する。	成年者による普通選挙の方法による。	排除。
第 18 条	第 18 条(身体の拘束及び苦役からの自由)	「政治的」
何人も、いかなる奴隷的拘束も受けな	1 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は	はあえて書
い。又、犯罪に因る処罰の場合を除	経済的関係において身体を拘束されない。	かない。徴
いては、その意に反する苦役に服させら	2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反す	兵制の導入
れない。	る苦役に服させられない。	を意図?
第 19 条	第 19 条 (思想及び良心の自由)	自然権思想
思想及び良心の自由は、これを侵して	思想及び良心の自由は、保障する。	を否定。
はならない。		
第 20 条	第20条(信教の自由)	宗教団体が
1 信教の自由は、何人に対してもこれ	1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対し	政治上の権
を保障する。いかなる宗教団体も、国か	ても、特権を与えてはならない。	力を行使で
 ら特権を受け、又は政治上の権力を行使	3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のため	きる。
してはならない。	 の教育その他の宗教的活動をしてはならない。 <u>ただし、社会的</u>	国・公共団
3 国及びその機関は、宗教教育その他	儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限	体が宗教活
いかなる宗教的活動もしてはならない。	りでない。	動できる。
第 21 条	第21条 (表現の自由)	
1 集会、結社及び言論、出版その他一	 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保	新設の2項
切の表現の自由は、これを保障する。	障する。	により、表
	 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害すること	現の自由が
新設	 を目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をする	著しく制限
/	ことは、認められない。	される。
第 24 条	第 24 条(家族、婚姻等に関する基本原則)	家族の相互
新設	1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。	扶養を義務
/	 家族は、互いに助け合わなければならない。	に。「のみ」
1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成	 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利	・「配偶者
立し、夫婦が同等の権利を有することを	 を有することを基本として、相互の協力により、維持されなけ	の選択」の
基本として、相互の協力により、維持さ	ればならない。	削除で、結
れなければならない。		婚での当事
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居	 3 <u>家族、扶養、後見</u> 、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに <u>親</u>	者の意志を
***************************************	<u> </u>	
るその他の事項に関しては、法律は、個	性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	として家父
人の尊厳と両性の本質的平等に立脚し		長制家族を
て、制定されなければならない。		めざす。
第 36 条	第36条 (拷問及び残虐な刑罰の禁止)	「絶対に」
公務員による拷問及び残虐な刑罰は、	公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。	を削除!
絶対にこれを禁ずる。		
第 66 条	第 66 条 (内閣の構成及び国会に対する責任)	

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、	2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であって	文民でなく
文民でなければならない。	はならない。	てもいい?
	第 98 条(緊急事態の宣言)	安倍首相は
新設	1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内	この条項を
	乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害そ	特に入れた
	の他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認め	がってい
	るときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事	る。
	態の宣言を発することができる。 234 省略	
	第 99 条(緊急事態の宣言の効果)	
	1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところに	内閣総理大
新設	より、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することがで	臣が強大な
,	きるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、	権限を持
	地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。	ち、基本的
	2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるとこ	人権をも制
	ろにより、事後に国会の承認を得なければならない。	限できる
	3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定め	
	るところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体	
	及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他	
	公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、	
	第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権	
	に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。 4 省略	

現行の日本国憲法	自民党新憲法草案	ポイント
第 96 条	第100条	
1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の	1 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発	「3 分の 2
二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に	議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成	以上」を「過
提案してその承認を経なければならない。この承	で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なけれ	半数」に緩
認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の	ばならない。この承認には、法律の定めるところによ	和。変更が
際行はれる投票において、その過半数の賛成を必	り行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛	容易に。
要とする。	成を必要とする。	「国民の名
2 憲法改正について前項の承認を経たときは、	2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇	で」を削除
天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すもの	は、直ちに憲法改正を公布する。	して天皇が
として、直ちにこれを公布する。		公布。
第 97 条	全文削除!	
この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、	基本的人権は歴史的に権力者との闘いの中で人類が勝	人権の歴
人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつ	ち取ってきたのだということを97条は表明している。(英語	史も未来も
て、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現	版では、この「努力」という言葉は「struggle(闘い)」という	踏みにじ
在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永	言葉で示されている。)こうした見地は自民党にとって最も	る。
久の権利として信託されたものである。	憎むべきもののようだ。	
第99条	第 102 条(憲法尊重擁護義務)	国民に憲法
新設	1、全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。	尊重義務!
天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官	2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、	天皇・摂政
その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義	この憲法を擁護する義務を負う。	の憲法擁護
務を負ふ。		義務を削除。